

明 施 人 号 外  
2024 年（令和 6 年）6 月 5 日

明石市サービス管理責任者等研修対象事業所長 様

明石市福祉局福祉政策室  
施設人材育成課長

## 「明石市サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」実施のお知らせ

平素は、本市の福祉事業の適正な運営についてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
本市では、福祉職場で働く職員の専門性を高め、長く働き続けることができるよう、人材確保や施設の支援に向けた取り組みを行っているところです。

この取り組みの一環として、県が実施している「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」（以下「サービス管理責任者等基礎研修」）と同様の研修を、本市でも以下のとおり実施することとなりましたのでお知らせします。

つきましては、本市の実施するサービス管理責任者等基礎研修の参加希望人数の把握、及び県から個人情報等を取得する旨の同意を得るために、「受講希望の確認書」の提出をお願いします。

### 1 明石市が実施するサービス管理責任者等基礎研修について（予定）

#### (1) 実施主体

県から指定を受けて明石市が実施します。

#### (2) 対象者

県が実施する「令和 6 年度兵庫県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」に申し込みを行い、受講が不可となった方のうち、明石市内の事業所に勤務している方、又は勤務予定の方

※上記研修の申請結果が「受講不可」となった場合でも、受講要件に該当しない場合は、市の研修を受講できません。

※上記研修に「受講可」となった場合は、たとえ上記研修が受講できなかった場合も、市の研修を受講できません。

※市の研修は、定員を設定して実施するため、希望者すべてが受講できるわけではありません。受講の決定に際しては、同一事業所での申込者数、受講申込者の就任予定時期等を考慮したうえで、市で決定します。

#### (3) 研修日程等

県が定める「研修事業者指定要綱」に基づき研修を実施するため、原則、県が実施する研修内容と同様の研修日程（5日間）となります。

研修日や研修会場などの詳細は、明石市が作成する募集要項で定めます。

なお、募集要項は、7月以降の公開となり、「受講希望の確認書」を提出された方のうち、「受講不可」であった方へのみ送付させていただきます。

	講義名
1日目 2日目	相談支援従事者初任者研修 合同講義 ※サービス管理責任者等として従事するための必須講義
3日目	サービス管理責任者等基礎研修 共通講義
4日目 5日目	サービス管理責任者等基礎研修 演習

※相談支援従事者初任者研修のみの申込みは行いません。

(4) 受講料

<b>【5日間受講の方】</b> 相談支援従事者研修（合同講義）＋サービス管理責任者等基礎研修	20,000円
<b>【3日間受講の方】</b> サービス管理責任者等基礎研修	12,000円

(5) 申請方法

市の研修を希望する場合は、別紙「受講希望の確認書」に記載の上、**2024年6月21日(金)まで**に、メール ([jinzaiikusei@city.akashi.lg.jp](mailto:jinzaiikusei@city.akashi.lg.jp)) で送付してください。

なお、上記「受講希望の確認書」の提出をもって、市の研修の申込みが完了ではありません。県の研修が受講不可となった場合に送付される、市の「募集要項」を確認のうえ、再度の申込みが必要となります。

2 「受講希望の確認書」を提出する場合の今後の流れ

- ① 県（福祉のまちづくり研究所研修センター委託）へ「令和6年度兵庫県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」の申し込みを行ってください。（6月21日(金)正午まで）

↓

- ② 明石市へ「受講希望の確認書」を提出してください。（6月21日(金)まで）

↓

- ③ 県の研修の合否決定

↓

- ④ 県の研修の受講が不可となった方へ、市の募集要項を送付します。（7月以降）

↓

- ⑤ 市の募集要項を確認したうえで、受講を希望する場合は、申込みを行ってください。

↓

- ⑥ 市の研修の受講の合否決定

↓

- ⑦ 市の研修の実施（日程未定：10月以降～3月まで）

担当：明石市福祉局福祉政策室施設人材育成課 児玉・井垣

TEL：078-918-5262 FAX：078-918-5294